

京都大学大学院経済学研究科

Working Paper No. J-81

実証会計学の方法論

—科学哲学的背景の検討を中心に—

藤井 秀樹

京都大学大学院経済学研究科

2010 年 8 月

キーワード

実証会計学，論理実証主義，枚举的帰納法，仮説演繹法，斉一性原理，反証主義，過小決定問題，補助仮説，確率・統計的思考法，仮説検定

実証会計学の方法論
—科学哲学的背景の検討を中心に—

藤井 秀樹

I. はじめに

今日の会計研究は、いわゆる実証研究 (empirical research) の存在を抜きにして語ることとはできない¹。その影響は、わが国の会計研究にも着実な浸透を見せている。そこで、本稿では、会計研究の課題と研究方法をサーベイする作業の一環として、実証研究の方法論的基礎とその特徴について、検討していくことにしたいと思う。

実証研究にはいくつかの潮流があるが²、本稿で取り上げるのは、実証会計学 (positive accounting theory) に依拠した一群の会計研究 (便宜上以下たんに「実証会計学」という) である³。エージェンシー理論 (契約理論) にもとづいて仮説検定型の実証研究を行う点に、その特徴がある。実証会計学を取り上げるのは、それが実証研究の方法論的特質を最も典型的に示す事例となっているからである。

以下では、科学哲学の通説に依拠しながら、可能な限り内在的な視点に立った検討を行っていくことにしたい。そのような検討を通じて実証会計学とは何かを、いま一度冷静に見極める必要があると思われるからである。実証会計学については、これまで様々な論評がなされてきたが、その多少なりとも立ち入った内在的な検討は意外なほどなされていない⁴。本稿での検討が、今日の会計理論の課題と研究方法を洞察するさいの一助ともなれば幸甚である。

¹ この点については、藤井[2007]164-165 頁を参照されたい。

² 実証研究 (empirical research) には、このほか、ファイナンス理論に依拠した市場分析 (株価アノマリー分析、資本コスト効果分析、価値関連性分析等) の潮流がある。

³ わが国では一般に、“positive”と“empirical”のいずれに対しても「実証 (的)」という訳語が当てられているため、「実証研究」という呼称が、「実証主義に依拠した研究」をさす場合と、「経験的事実に依拠した研究」をさす場合があることに注意を要する。経験的事実に依拠した研究は、必ずしも実証主義に依拠した研究を意味しない。経験的事実に依拠した合理主義的研究も可能であり、事実またそうした会計研究も存在する。この点については、田中[2009]191-120 頁を参照されたい。また、“positive accounting theory”を「実証会計学」(または「実証会計理論」)と訳すことの問題点については、太田[2008]269-271 頁を参照されたい。

⁴ 実証会計学の方法論的特徴を科学哲学的背景をふまえて論じた田中[2009]; [2010]は、その数少ない先行研究である。また、実証研究の方法 (論) や意義を包括的に論じた文献として、須田[2008]; 大日方[2009]; 八重倉[2010]がある。

II. 方法論的立場としての論理実証主義

実証会計学の方法論的立場は、大きな括りでいえば、論理実証主義 (logical positivism) である。論理実証主義においては、経験が知識の基礎とされ、一般法則は観察と論理によってのみ正当化されうるとされる。このことから、経験を通して得られる知識 (経験的知識) にもとづいて世界のあり方や仕組みを説明することが、科学の目的であるとする科学目的観が導き出されることになる。かかる見地からすれば、経験を通して検証することのできない命題を取り扱う形而上学は、科学ではないということになる。

実証主義 (positivism) の名称はそもそも、「(神によって) 設定された」を意味するラテン語“positivus”に由来するとされる。近世 (とりわけ 17 世紀) ヨーロッパにおいて、当該用語は、「自然法則は神の自由な設定による」ということを示すために用いられていた。その背景には、自然法則の根拠を「神の自由な設定」からさらに遡って求めることはできないという考え方があった。科学的思考法の整備が進むなかで、当該用語はやがて、事実として与えられる自然法則の確認で満足し、その背後に生成の神秘などを求めない知識 (科学的知識) のあり方を指すものとして使用されるようになった (安孫子[1998]661 頁)。

論理実証主義における形而上学の排除は、形而上学それ自体の意義を否定するものというよりは、科学と哲学の区別を意図したものと解釈されるべきであろう⁵。伊勢田[2003] (2-3 頁) によれば、(1)「正しい推論とはどういうものか」という問題を扱う論理学、(2)「知識とは何か、世界について知識を得ることは可能か、どういう方法で知識を得るのがよいか」という問題を扱う認識論、(3)「事物の本質」問題を扱う形而上学、(4)「価値や倫理の問題」を扱う価値理論 (倫理学) は、経験的知識を超えた問題を対象にしているのであり、こうした諸問題の洞察は科学の課題ではなく、哲学の課題であるとされる。

科学の課題と哲学の課題をこのように区別することによって、論理実証主義は、形而上学的諸問題 (すなわち「事物の本質は何か」といった問題) に煩わされることなく、経験的知識の探求に邁進することが可能となるのである⁶。

実証会計学においては、「会計理論の目的は、会計実務を説明し、予測することである」(Watts and Zimmerman[1986]p.2) とされている。すなわち、実証会計学においては、こうした会計理論の目的が、経験的事実の観察と論理分析にもとづいて遂行されることになるのである⁷。

⁵ 事物の本質に対する人類の関心は、尽きることのないものかもしれない。もしそうだとすれば、「できないことを義務づけるのは意味がない」(ゴールドマン) という考え方に倣い、「形而上学を禁止しても意味がない」というべきであろう。つまり、その限りで、形而上学の存在自体を否定することはできない (意味がない) のである。

⁶ 安孫子[1998] (662 頁) によれば、実証主義は、形而上学を相対化することで、科学による知の統一を図ろうとしたとされる。

⁷ Watts and Zimmerman[1986]p.8 によれば、実証会計学は、(1) 事実を盲目的に受け入れるのではなく、事実を理論に依拠して解釈する点、(2) 仮説の正しさを立証するのではなく、仮説を反証しようとする点で、論理実証主義とは異なるとされている。しかし、事実の観察と論理分析にもとづいて科学的知識を得ようとするのが論理実証主義であり、し

Ⅲ. 研究方法の科学哲学的背景

実証会計学では一般に、エージェンシー理論に依拠してある仮説が設定され、サンプルデータの統計分析を通じて当該仮説の検証が行われる。そのさい、たとえば「5%水準で有意」といった表現（思考法）が分析結果の判定において使用され、その判定にもとづいて「仮説は支持された（または支持されなかった）」という結論が導かれる。実証会計学のこうした研究方法は、研究上のアドホックな都合で構築されたものではなく、科学哲学の歴史をふまえて周到にデザインされたものである⁸。以下、本稿の検討課題に関連する限りにおいてごく手短に、その科学哲学的背景を概観していくことにしたい⁹。

1. 枚举的帰納法

最も古典的で素朴な科学的方法是、枚举的帰納法（enumerative induction、いわゆるベークンの方法）である。枚举的帰納法は、繰り返し観察される同種の経験的事実を根拠にして、より一般的な法則（究極的には普遍的法則）を導こうとする推論方法である。データ処理法でいうカーブ・フィッティングはその応用であり、統計分析手法としては最小二乗法がその具体例となる。枚举的帰納法は、応用範囲が非常に広く、今日の科学にとっても欠かせない推論方法の1つとなっている。

しかし他方で、枚举的帰納法には、固有の問題点が潜んでいる。それは、当該推論方法によっては、直接目に見えないもの（枚举できないたとえば重力や電子のようなもの）について理論を構築したり、見ただけでは分からないパターンを組み立てたりすることができないという問題である。

2. 仮説演繹法

そこで注目されるのが、仮説演繹法（hypothetico-deductive method）である。仮説演繹法においては、「仮説が正しければ」（仮説）、「こういう条件下で」（初期条件）、「こういうことが生じるはずである」（観察予測）という演繹的推論が行われ、その推論が事実の観察結果と照合される。観察結果が推論と一致していれば「仮説が検証された」といい、一致していなければ「仮説が反証された」という。仮説演繹法が枚举的帰納法と異なるのは、仮説（現象を説明するための先験的命題）の設定というステップがそこに組み込まれている。

たがって論理実証主義が事実を「盲目的」に受け入れることはありえない。また、反実在論の立場に立つ論理実証主義が、仮説の「正しさ」を立証しようとすることは方法論的にありえない。その提唱者たちの主張とは裏腹に、実証会計学は、科学哲学上の大きな括りでいえば、論理実証主義の系譜に属するものとなっている。

⁸ ただし、後述するように、個々の研究者が、必ずしもそのことを明確に意識しているわけではない。

⁹ 科学哲学に関する以下の記述は、主として内井[1995]；小林[1996]；伊勢田[2003]に負っている。

ることである¹⁰。これによって、枚举的帰納法に固有の上掲の問題が解消されることになる。

他方、観察予測と観察結果の照合にもとづいて結論を下す作業は演繹的推論ではなく、帰納的推論である。つまり、この点で、仮説演繹法と枚举的帰納法は方法的な共通項を有していることになる¹¹。そしてまた、そうであるがゆえに、両者は共通の方法的問題点を持つことになるのである。その問題点とは、普遍的法則（たとえば「ボーナス制度のある企業の経営者は利益捻出型の会計方針を選択する」というような全称命題）を導くには関連事実の無限集合を観察対象とする必要があるが、現実世界で観察が可能なのはいかなる場合においても有限個の関連事実に過ぎないということである。

そのために、有限個の関連事実の観察から普遍的法則を帰納的に推論するさいには、斉一性原理（principle of the uniformity）を前提することが不可避となる。斉一性原理とは、「同じような条件のもとでは、同じ現象が繰り返される」という仮定である。この仮定を置くことによって、未観察の関連事実を帰納的推論に取り込むことが可能となる。ところが、斉一性原理を正当化するには枚举的帰納法による推論が必要となり、したがって、その推論は循環論法に帰着する。斉一性原理を科学的に正当化できないとすれば、帰納法それ自体が科学的な根拠を持たない推論方法ということになるであろう（帰納法に対するヒューム D.Hume の懐疑主義的批判）。

3.反証主義

(1) 反証の方法論的意味

帰納法に対する懐疑主義的批判に接したポパー（K.R.Popper）は、帰納法を推論過程から排除した科学的方法論を定式化しようとした。その成果として提唱されたのが、反証主義（falsificationism）である。

ポパーによれば、観察予測と観察結果が一致しても仮説は検証されない。この点は、懐疑主義的批判が指摘する通りである。しかし、観察予測と観察結果が一致しない場合、すなわち仮説が正しければ絶対に起きないような事実が観察された場合には、「仮説が間違っている」ということが揺るぎない結論として導き出せる（つまり帰納法によることなく推論できる）。すなわち、ポパーによれば、観察予測と観察結果が一致しないことにこそ方法論的な意味があるのであって、仮説が反証されたならば、どのように反証されたかを参考にして、研究者はより良い仮説を新たに考案することができるとされるのである¹²。さらに

¹⁰ ニュートンは、「現象から引き出しえないものはすべて仮説と呼ばれるべきである」という理由から、「われ仮説を作らず」という立場を意識的に採った。しかし、その立場は必ずしも忠実に守られていなかったとされている。伊勢田[2003]28-29 頁；小林[1996]41-43 頁。

¹¹ 枚举的帰納法はボトムアップ型の帰納法であり、仮説演繹法はトップダウン型の帰納法であるといわれている。伊勢田[2003]32 頁。

¹² 伊勢田[2003]（37 頁）によれば、「科学の前進はここでおこる」とされる。しかし、科学が反証に依拠して前進する（科学の前進にとって過去の反証が意味を持つ）という推論は、帰納法を抜きにしては成立しえない。内井[1995]71 頁。

ポパーは、反証不可能な仮説（反証条件を特定できない仮説）は科学的仮説とはいえないとし、反証可能性の有無を、科学と疑似科学の境界設定問題（demarcation problem）を考えるさいの基準線としたのであった。

あとでふれるように、実証会計学では統計的検定の対象となる仮説として帰無仮説が提示される。帰無仮説とは、それを棄却することによって、その対立仮説（本節 4 (2) 参照）が統計的に支持されることを示すために設定される仮説をいう。帰無仮説の考え方は、ポパーの反証主義を反映したものといえるであろう。

(2) 過小決定問題

しかし、反証主義は重大な問題に突き当たることになる。過小決定（under-determination）の問題がそれである。過小決定とは、「観察によって仮説が決定されない」ことをいう。検証すべき主要仮説は通常、多くの補助仮説（主要仮説の前提や条件となる諸命題）を前提にして成り立っている。したがって、ある仮説が反証されたとしても、その反証が主要仮説と補助仮説のどちらについてなされたかを、ポパーのいう反証主義によって一意的に特定することはできないのである。たとえば実証会計学においては、仮説の設定にあたって非常にしばしば、「他の条件が等しければ」という前提が設けられる。この前提が補助仮説の一例である¹³。そして、①「他の条件が等しければ」、②「ボーナス制度のある企業の経営者は利益捻出型の会計方針を選択する」という仮説が反証された場合、②の主要仮説が反証されたのか、①の補助仮説が反証されたのか、①②の両方が反証されたのかを、反証主義に依拠した推論によって特定することはできないのである。

(3) 補助仮説の事後的修正

他方、補助仮説に事後的な修正を加えることによって、主要仮説を反証から救うことが可能となる。天王星がニュートン力学にもとづく計算結果と一致しない動きをしていることが観察を通して確認されたさい、天文学者たちは未知の惑星が天王星の動きに影響しているという補助仮説を設定して再計算を行い、それが海王星の発見（1846 年）につながった。つまり、補助仮説の事後的修正によって、ニュートン力学という基盤的な主要仮説が反証から救われたのである¹⁴。実証会計学においては、期待された検証結果が得られない場合に、諸種のタイムラグを考慮したり、サンプルデータに反映されていない時価等の影響を考慮したりして、実証モデルを事後的に修正することが、しばしば行われている。こうした実証モデルの事後的修正が、補助仮説の修正の事例となる。科学哲学の観点からすれ

¹³ 市場分析型の実証研究において用いられる補助仮説のよく知られた事例として、効率的市場仮説（通常半強度の効率性を仮定）やランダムウォーク仮説をあげることができるであろう。

¹⁴ 方法論の観点からすれば、仮説と理論を区別する意味はないとされる。なぜならば、帰納法においては次第に確かさを強めていった仮説が理論であり、反証主義においては反証を生き延びた仮説が理論であると考えられているからである（伊勢田[2003]38 頁）。確率の要素を付加して反証主義（および仮説演繹法）を再生した科学的方法論である確率・統計的思考法においても、この事情はまったく同じである。

ば、その目的は、主要仮説（そして当該主要仮説の基盤をなすエージェンシー理論そのもの）を反証から救うことにあるといえるであろう。

（4）反証主義における帰納法的発想

さらに付言すれば、帰納法に対する懐疑主義的批判をふまえて提唱された反証主義は帰納法に対する徹底した批判を特徴とするが、反証に耐えた仮説を当面とはいえ、なぜ保持してよいのか、そもそも何のために反証を行うのか（ポパーによれば「誤りから学ぶため」とされる）という根本問題の説明においては、反証主義においても帰納法的な発想が暗黙裡に援用されているとされる（内井[1995]71 頁）。帰納法を徹底して批判した反証主義においてさえそうだとすれば、科学的方法論において帰納的推論を禁止することは不可能ということにもなりかねない¹⁵。そして、もし科学的方法論において帰納的推論を禁止できないとすれば、ヒュームの懐疑主義的批判は、総体としての科学的方法論が引き受けなくてはならないものとなるであろう。

4. 確率・統計的思考法

（1）確率的要素を含む推論

反証主義が過小決定問題で躓いたのは、演繹に頼りすぎたためであった。演繹とは、前提がすべて真だと仮定すれば、結論もつねに真であると推論することである。つまり、演繹法は、証拠の予測確率を 100% とする非常にきつい制約を持った推論方法となっているのである。この制約があるために、反証主義にとっては、過小決定問題が深刻な脅威となるのである。この問題は、仮説演繹法についても、まったく同様に指摘しうるものである（伊勢田[2003]241 頁）。

証拠の予想確率 100% という制約を緩め、反証主義の基本的規則（すなわち「仮説が真ならば起こりえないようなことが起きたら、その仮説は放棄すべきである」という推論規則）を、確率的要素を含む規則（すなわち「仮説が真であれば非常に低い確率でしか起こらないようなことが起きたら、その仮説は放棄すべきである」という推論規則）に置き換えることで、科学的方法論は過小決定問題に対処するすべを得ることになる。

統計的検定は、このような確率的要素を含んだ推論規則をベースにしている。したがって、手順を適当にデザインすれば、仮説の統計的検定が可能になる。それを会計研究の領域で実際に行っているのが、実証会計学である。実証会計学の推論において、統計的検定がどのように利用されているかを、簡単な設例を使って以下に追ってみることにしよう。

（2）実証会計学の設例による検討

研究目的 エージェンシー関係が会計選択に与える影響を明らかにする研究の一環として、「ボーナス制度のある企業の経営者は利益捻出型の会計方針を選択する可能性が相対的

¹⁵ 伊勢田[2003]（256 頁）は、「できないことを義務づけるのは意味がない」という考え方を科学的方法論に当てはめた場合、「帰納的推論を禁止しても意味がない」というのがその一番の候補になると述べている。

に高い」という仮説の確からしさを検証する。この仮説は、「他の条件が等しければ」という補助仮説をはじめ、多くの（隠れた）補助仮説を前提にしている。また、仮説は、蓋然性（確率）の要素を織り込んで再設定されている。

サンプリング 東京証券取引所第 1 部上場企業（金融・保険を除く¹⁶）を母集団として、ボーナス制度のある企業 200 社（A グループ）をランダムに調査した結果、X 年 3 月期決算で利益捻出型の会計方針を選択した企業は 140 社であった。他方、ボーナス制度のない企業 200 社（B グループ）をランダムに調査した結果、同期決算で利益捻出型の会計方針を選択した企業は 110 社であった。

仮説検定 A グループの 70%（140 社/200 社）という割合と、B グループの 55%（110 社/200 社）という割合の間に統計的な差があるかどうかを確かめることで、上記の仮説の確からしさを検証する。そこで、「A グループの割合と B グループの割合には差がない」という帰無仮説（ H_0 ）を立て、カイ 2 乗検定でこの帰無仮説が棄却できるかどうかを判定する。帰無仮説が棄却できれば、「A グループの割合と B グループの割合には差がある」という本来確かめなかった作業仮説（対立仮説 H_1 ）が、支持されることになる。他方、帰無仮説が棄却できなければ、帰無仮説は当面保持され、さらなる検証に晒されることになる。このフロー・チャートは、反証主義のそれと基本的に同じである。

検証結果 上掲のデータにもとづいてカイ二乗値（ χ^2 ）を計算すると、9.6 となる。この場合、カイ二乗値は 6.63 を超えると、1%水準で有意となる。つまり、「A グループの割合と B グループの割合には差がない」という帰無仮説が正しいならば、A グループの 70%（140 社/200 社）と B グループの 55%（110 社/200 社）という割合の差は、同一の母集団について 100 回同じような調査をした場合に 1 回以下しか観察されない非常に稀なものであるということを、それは意味している。したがって、この場合、99%以上の信頼性をもって、帰無仮説を棄却することができる。すなわち、この場合、99%以上の信頼性をもって、「A グループの割合と B グループの割合には差がある」、換言すれば「ボーナス制度のある企業の経営者は利益捻出型の会計方針を選択する可能性が相対的に高い」と、主張することができるのである。

(3) 確率・統計的思考法の使われ方

以上の設例では、「帰無仮説が正しいにもかかわらずそれを棄却する誤り」（第 1 種の錯誤）が、1%以下の確率で生じると見込まれている。仮説検定においては、その誤りをあえて受け入れる形で推論が行われるのである。なぜならば、「帰無仮説が間違っているにもかかわらずそれを保持する誤り」（第 2 種の錯誤）が、99%以上の確率で生じると見込まれるからである。統計的検定においては、このような確率的思考にもとづいて一般的法則が導

¹⁶ 実証研究ではサンプリングに当たって、母集団から金融・保険を除く（または金融・保険のみを母集団とする）のが通例である。金融・保険の業態的特殊性のほか、他の業種に見られない特殊な公的規制（自己資本規制等）を受けていることが、考慮されるからである。これも、補助仮説の一例をなすものである。

かれる。つまり、これが、証拠の予想確率 100%の制約を緩めるということの方法論上の含意である。

ただし、以上の仮説検定においても、過小決定問題それ自体が解消されているわけではない。仮説検定において考慮されていない要因が検証結果に影響を与えている可能性は、つねに否定できないのである。もしそのような要因が帰無仮説の反証に無視しえない影響を与えているとすれば、検証結果は「見せかけの相関関係」を示すことになる。そこで、仮説と証拠を結ぶ様々な補助仮説（Ⅲ節 3 参照）が考量され、必要に応じてモデルの改良が行われることになる¹⁷。確率・統計的思考法では、仮説と証拠の関係がつねに「程度の問題」として取り扱われるので、このような対応が可能となるのである。

しかし、この設例のように「1%水準で有意」というような期待通りの（あるいは期待以上の）検証結果が得られた場合にモデルの改良が行われることは稀で、多くは帰無仮説が棄却できないなど期待した検証結果が得られなかった場合に、モデルの改良が行われる。換言すれば、実証会計学において行われるモデルの改良は、過小決定問題への対応よりも、主要仮説の反証からの救済を目的としたものが、圧倒的に多いということである。期待通りの（あるいは期待以上の）検証結果が得られた場合に、過小決定問題を考慮せず、「仮説は支持された」と結論づけるのは、実証会計学の（暗黙裡の）方法論的規則になっているといった方がよいかもしれない。

IV. 批判的評価に即した主要論点の検討

科学的方法論は、確率・統計的思考法を導入することによって、反証主義にとって深刻な脅威となった過小決定問題への対処法を獲得した。確率・統計的思考法は今日、「科学の不可欠な一部」（内井[1995]247 頁）を構成しており、科学的方法論の 1 つの到達点を示すものとして位置づけられている（伊勢田[2003]249 頁）¹⁸。

実証会計学は、まさにその確率・統計的思考法を、会計研究において意識的に利用しているのである。ということは、すなわち、実証会計学が採用する科学的方法論は、科学哲学の領域においてこれまで議論されてきた主要な論点を一通りふまえたものになっているということである。したがってもし、実証会計学の方法論に問題点があるとするれば、それは今日の科学的方法論それ自体に由来するものということになろう。以下では、確率・統計的思考法における主要論点のうち、主として実証会計学に対する批判的評価に関連するものを取り上げ、その方法論的含意をごく簡単に整理していくことにしたい。

1. 反実在論

¹⁷ モデルの改良とは別に、異なる手法を用いて同一の仮説について統計的検定を行い、同趣旨の検証結果を導くことによって、結論の頑健性を主張する場合もある。

¹⁸ たとえば、かつての「天気予報」では「雨が（時々）降るか降らないか」が予報の主内容であったが、今日の「気象情報」では「降水確率」が情報の主内容となっている。

田中[2009]; [2010]では、合理主義的考察を理論の重要な課題とみなす立場から、実証会計学における理論分析の希薄性（ないし欠如）が批判的に論じられている。とりわけ、実証会計学が「知識は経験からしか得られない」と主張していることが、問題とされている。経験から得られた知識しか認めないとすれば、事物の本質や現象の因果関係といった「非経験的なもの」を認識することができなくなるというのが、その批判の趣旨である（田中[2009]120-121 頁; [2010]13-14 頁）。

既述のように、論理実証主義は、科学の課題と哲学の課題を区別し、事物の本質を取り扱う形而上学を科学の領域から排除している。したがって、この点が批判の対象となりうるのであれば（すなわち論理実証主義に依拠すること自体が批判の対象となりうるのであれば）、実証会計学は、田中[2009]; [2010]の批判を甘受しなければならないであろう。

ちなみに、確率・統計的思考法において、本質的なものの実在性は次のように取り扱われている¹⁹。すなわち、(a)「利益が実在しているかどうかは分からないが、利益が実在するかのように様々な現象が起こる」。この主張は、(b)「利益は実在しないが、利益が実在するかのように様々な現象が起こる」や、(c)「利益は実在し、利益が実在することを反映して様々な現象が起こる」といった主張より弱い主張（ $a \supset (b+c)$ ）なので、(a) が正しい確率は、(b) (c) が正しい確率よりも必ず高くなる。「利益」を、「重力」や「電子」等に置き換えれば、(a) (b) (c) は他領域にも適用可能な命題となる。(a) は反実在論の立場を主張するものであるが、その主張の正当化には確率的思考が動員されるのである。当該思考法が確率・統計的思考法と称されるゆえんである。

2.因果関係と相関関係

田中[2009] (120-121 頁) が指摘するように、観察予測と観察結果を照合する作業は、因果関係を確認するものではなく、相関関係を確認するものである²⁰。観察予測と観察結果を照合する作業それ自体に、原因と結果を結ぶ理由の推論という手続きは含まれていない。このことは、実証会計学の仮説検定に限ったことではなく、観察予測と観察結果を照合する作業一般について指摘しうることである。

しかし、だからといって、観察予測と観察結果を照合する作業を含む科学的方法（論理実証主義）が、因果関係の推論にまったく無関心かといえ、決してそういうわけではない。仮説演繹法であれ、反証主義であれ、因果関係の推論が、仮説を設定する過程でなされているからである。実証会計学においては、「ある現象について 1 つの説明を考え出す」(Watts and Zimmerman[1986]p.9) 作業が研究の初動段階でなされるが、この作業が因果関係の推論を担っている。そして、その推論が、仮説の設定につながるのである。

反実在論との関連でいえば、「X という因果関係が実在しているかどうかは分からないが、

¹⁹ 確率・統計的思考法の反実在論の考え方に関する以下の説明は、伊勢田[2003]242-243 頁に依拠している。

²⁰ この点については、内井[1995]29 頁も参照されたい。

X という因果関係が実在するかのように様々な現象が起こる」という推論が行われ、その推論が仮説の設定につながるのである。非経験的な知識を科学的知識として認めないということは、ニュートン力学のケースがそうであったように、非経験的な知識に関する考察を認めないということを必ずしも意味しない。使用する検証方法を工夫することによって、非経験的な知識を科学的知識として正当化することができる場合があるのである。

Watts and Zimmerman[1986] (p.12) では、こうした反実在論の立場から、「われわれにできることは、理論の仮説を検証することだけ」であり、「理論の正しさを証明することはできない」とされている。そして、ある仮説が証拠と一致したとしても、その証拠と矛盾しない仮説は他にいくらかでも考案しうるということが強調される。かかる事情から、実証会計学においては、一般的な承認を求めて同一現象について複数の理論（仮説）が競合することになるのである（Watts and Zimmerman[1986]p.12）。

ただし、Watts and Zimmerman[1986]のこの指摘にも、注釈が必要である。実証会計学は、『理論』とはいうものの、実証エージェンシー研究にもとづいて直観的に組み立てられた仮説を検証する実証研究であって、包括的な数理モデル分析は行わないのが普通である」（傍点引用者）と、太田[2008]（207 頁）は述べている。これは、実証会計学における理論分析の脆弱性を、田中[2009]；[2010]とは異なる観点から問題にしたものである。包括的な数理モデル分析は実証会計学の課題ではないといってしまうまでであるが、学術的評価に値するような理論的検討が実証会計学においてほとんどなされていないことは、事実として認めなくてはならないであろう。たんなる先行研究のサーベイを、研究テーマに関する理論的考察と位置づけているような事例さえ、一部には散見される。とはいえ、太田[2008]が指摘するような理論分析の脆弱性が、実証会計学が採用する科学的方法論に起因するものなのか、実証会計学における当該方法論の適用の仕方に起因するものなのかは、必ずしも明らかではない。

3. 帰納法の再生

確率・統計的思考法は、懐疑主義的批判に晒された帰納法を、ベイズ法によって再生した。ベイズ法では、主観主義的な確率概念が採用される。主観主義的な確率とは、「仮説がどのくらいの確率で確かであるか」ではなく、「われわれが仮説をどのくらいの確率で確かと信じるか」（主観的な信念の度合い）を問題にしたものである。ベイズ法の推論過程はおおよそ以下の通りである。

証拠 Y を考慮に入れるまえの仮説の確からしさを事前確率 p_0 とし、証拠 Y を考慮に入れたあとの仮説の確からしさを事後確率 p_1 とする。(1) $p_0 < p_1$ ならば、 Y は仮説に有利な証拠となる。(2) $p_0 > p_1$ ならば、 Y は仮説に不利な証拠となる。(3) $p_0 = p_1$ ならば、 Y は仮説の確からしさに関係がない証拠となる。

この推論過程においては、主観主義的な確率が判定基準とされるために、帰納法に深刻な脅威を与えた斉一性原理問題が完全に解消されている。しかも、有限個の関連事実の観

察から普遍的法則を導き出すという帰納法の推論スタイルは、そのままの形で保持されている。ベイズ法が「洗練された帰納主義」（伊勢田[2003]249 頁）と称されるゆえんである。

とはいえ、実証会計学においてベイズ法が援用されることはほとんどなく、筆者の知る限りその事例は皆無である²¹。ベイズ法の推論過程が実証会計学のリサーチ・デザインに乗りにくいこと、事前確率や事後確率の適当な代理変数が見つけにくいことなどが、その理由として考えられる。しかしその一方で、実証会計学では、先行研究のサーベイが重視される。過去の研究が将来の研究に対して意味を持つことを認めるというのは、帰納主義的な発想がそこにはあるということである。研究者自身は、懷疑主義的批判（斉一性原理問題）と直接向き合うことはしないが、自分たちが依って立つ論理実証主義の一翼を担っているベイズ主義が当該批判に対して洗練された回答を与えているので、自分たちはその事実を所与とし、必要に応じて心置きなく帰納主義的思考を利用するということかもしれない。

V. 実証会計学のあり方と社会的役割

この節では、前節までの検討をふまえて、実証会計学の会計研究としてのあり方と社会的役割について若干の考察を行っていくことにしたい。

1. 実証会計学の制度化

佐和[1982]（102 頁）によれば、1950 年代のアメリカにおいては、「経済学の大衆化、職業化、教科書化、モデル学化」が生じたとされる。

すなわち、1950 年代のアメリカにおいては、大学院の拡充によって経済学を職業とする巨大な専門家集団が誕生し、それを通じて経済学の大衆化が進んだ。この傾向を促進したのが、標準的教科書の成立であった。それは、「標準的な〈モデル〉の紹介と、それに基づく基本的な分析の事例によって構成されている」（佐和[1982]92 頁）。そうした標準的教科書に依拠したカリキュラムが整備されたことによって、大学院生たちは、「初歩的な微積分と行列代数の知識と、宿題・試験のくりかえしにたえるだけの忍耐力さえあれば、数年間の大学院教育を経て、経済学のプロフェッショナルの資格証明（博士号または修士号）を獲得できる」（佐和[1982]95 頁）ようになった。佐和[1982]（102 頁）は、以上のような一連の現象を「経済学の制度化」と呼び、それをもって経済学が「科学」としての認知を社会から授かった証しとしている²²。

²¹ 概念フレームワークにおいて会計情報の質的特性の 1 つとして提示された目的適合性（relevance）は、ベイズ法の考え方を反映したものとなっている。FASB 概念書第 2 号において、目的適合性は次のように定義されている。「情報利用者が、過去、現在および将来の事象がもたらす成果の予測を行い、あるいは事前の期待の確認または訂正を行うのを支援することによって、意思決定に影響を及ぼす情報の能力」（FASB[1980]Glossary of Terms）。

²² この点については、佐和[1986]89-91 頁；[1993]も参照されたい。

実証会計学の普及によって今日の会計研究が体験しているのは、一言でいえば、経済学が1950年代のアメリカで体験した以上のような意味での「制度化」であろう。既述のように、実証会計学が採用する科学的方法論は、科学哲学の領域においてこれまで議論されてきた主要な論点を一通りふまえたものとなっている²³。つまり、実証会計学は、科学の守備範囲を厳しく限定したことで引き換えに、標準化された隙のない研究方法を獲得することに成功したのである。実証会計学の領域においてはすでにいくつかの標準的教科書が存在し（教科書化・モデル学化）²⁴、大学院では多くの大学院生たちが学位取得とポスト獲得を目指して仮説検定型の実証研究に取り組んでいる（大衆化・職業化）。彼らは、統一された方法論と専門用語を国際的に共有した巨大な専門家集団の一員として研究活動に勤しんでいるのである。

佐和[1982]が指摘するように、こうした「制度化」が「科学」として認知されるための条件だとすれば、実証会計学（そしてその学問的母体である会計学）は、当該「制度化」を達成したことによって、「科学」としての認知を社会から授かることになった（あるいはその現実的な可能性を得ることになった）ということができるであろう。既述のように、実証会計学はエージェンシー理論を理論的枠組みとして採用している。エージェンシー理論が応用経済学の一分野であることからすれば、実証会計学が経済学の後を追って「制度化」するのは時間の問題であったといった方がよいかもしれない。

2. 有意義な言明に限定した検証とその帰結

論理実証主義が科学の守備範囲を限定するのは、既述のように、科学の課題と哲学の課題を区別することに由来するが、個々の研究にさいしては、「有意義な言明」（*meaningful statement*）のみが科学的考察の対象になりうるという観点から、研究テーマの絞り込みが行われる。有意義な言明とは、経験的事実によって検証することが可能な命題（仮説）をいう（竹尾[1998]1762頁）²⁵。

実証会計学においては、統計的検定が可能な命題が「有意義な言明」とみなされることになる。より具体的にいえば、仮説検定の手続きに乗る命題だけが、実証会計学において

²³ このことは、個々の研究者が、実証会計学の方法論的基礎を学習しているということを経験するに過ぎない。佐和[1982]（82頁）によれば、「完成された学問をなるべく速やかに、しかも正確に習得できるようにするのが、『教科書』の目的」なので、標準的教科書においては、「学問の発展過程における試行錯誤、歴史的背景、学説の草創期における論争、著者の人間性などはいずれも、教科書にとっては夾雑物ないし枝葉末節であるとして、きれいさっぱり取り払われてしまう」とされる。したがって、標準的教科書しか読まない研究者は、実証会計学の方法論的基礎について学習する機会を持たないことになる。

²⁴ ただし、Watts and Zimmerman[1986]がそうであるように、標準的教科書は、実証会計学だけでなく、市場分析型の実証分析など他の研究アプローチも併せて取り扱っている。たとえば、Christensen and Demski[2003]；Scott[2006]などを参照されたい。

²⁵ 論理実証主義が形而上学を科学から排除するのは、それが経験的事実によって検証できない問題（無意味な言明）を取り扱うからである。

は研究テーマとして取り上げられることになるのである。それが不可能な命題は、いかに社会的関心が高いものであっても、実証会計学で取り上げられることはない。

この点について、Watts and Zimmerman[1986] (p.7) は、次のように述べている。「われわれの考える理論は、それ自体で会計実務の規範を生み出したりはしない。理論は会計実務の説明に関与している。特定の資産評価法をどのような会社が適用し、どのような会社が適用しないのかを説明し予測することを目的としているが、会社がどのような方法を適用するべきかということについては、理論は何も語らないのである」²⁶。

つまり、実証会計学は、選択可能な会計手続きを所与とした利害関係者の会計行動分析には威力を発揮するが、新しい企業取引に対応した新基準の開発や基準の整合性分析については「何も語らない」のである。

実証会計学は、仮説検定の可能な命題に研究テーマを限定することによって、研究スタイルのみならず、研究内容それ自体も標準化する傾向を持つことになる。実証会計学においては、所定の方法論に依拠して研究を続ける限り科学の資格は保証されるが、その方法論には標準化された規則が多く、意外性や独創性を持った研究を手がけることが、他の研究アプローチに比して著しく困難となっているのである。その結果、分析手法の洗練度を競った論文、モデルのピースミールな改良を主目的とした論文（Ⅲ節 4 (3) 参照）、「すでにアメリカでテストされた著名なモデルを、データだけ日本のものに入れ替えて再テスト」（太田[2010]13 頁）した論文など、革新性の乏しい業績が、当該領域では量産されることになる。これは、前項でみた「制度化」の当然の帰結というべきであろう。

3. 実証会計学の制度的補完性

実証会計学に対しては、多くの問題点が、これまで指摘されてきた²⁷。本稿で取り上げてきた実証会計学に対する批判の論点は、その一部である。しかし、近い将来、他の研究アプローチが実証会計学に取って代わる可能性はほとんどないと考えられる。

これまで繰り返し指摘してきたように、実証会計学が採用する科学的方法論は、科学哲学の領域においてこれまで議論されてきた主要な論点を一通りふまえたものとなっており、他の研究アプローチにおけるそれと較べると、方法論的完成度が格段に（あるいは少なくとも相対的に）高い。そして、これまで指摘されてきた問題点の多くが、実証会計学が採用する科学的方法論（とりわけ確率・統計的思考法）に内在するものである以上、それを

²⁶ この指摘は、「語りえぬものについては沈黙しなければならない」（Whereof one cannot speak, thereof one must be silent）というヴィットゲンシュタインの言葉を想起させる。

ちなみに、規範命題（A 法が採用されるべきである）は、目的を与えることで条件付予測（A 法の採用は企業価値を最大化するであろう）に転化でき、その経験的妥当性を評価することが可能となる。しかし、目的の選択は、研究者ではなく、理論の利用者が行うものであるとされる。Watts and Zimmerman [1986]pp.8-9.

²⁷ 近年の事例では、Hopwood[2007]; Demski[2007]; Fellingham[2007]の批判が、とりわけよく知られている。3 氏の批判の主要論点は、太田[2010]; 田中[2010]で紹介されている。

抜本的に解消するためには、他の科学的方法論に依拠した研究アプローチが提案される必要があるが、その可能性は現在のところほとんど期待できない。別の言い方をすれば、科学としての会計研究にとって、実証会計学が採用する科学的方法論のもたらす貢献には、その問題点を埋め合わせて余りあるものがあるということである。これが、上掲の筆者の観察予測の主たる根拠である。

さらに付言すれば、次のような事情も、その副次的な根拠として考慮されるべきであろう。今日、国内外を問わず、研究者に対する業績管理が、かつてなく強化される傾向にある²⁸。とりわけ国際的評価を重視する観点から、近年では、海外（北米）の査読付きジャーナルに掲載された論文の有無ないしその本数が、主要な評価対象とされるようになった。使用する方法論と専門用語が国際的に共有され、研究スタイルの標準化が極度に進んだ実証会計学は、このような業績評価への対応力が極めて高い。また、大学院生の学修についていえば、博士後期課程の3年間で博士学位請求論文を完成させることが基本的な要請としてあるが、このような（1980年代前半までの日本では到底考えられなかったような性急な）要請に応えるには、やはり同じ理由から実証会計学が最も効率的かつ有効な研究アプローチとなる。つまり、実証会計学は、今日の業績評価制度や大学院教育制度との補完性が、他の研究アプローチに比して極めて高いのである。実証会計学の目下の主要な社会的役割の1つは、このような点にあるといえるであろう²⁹。

こうした事情も、V節1でみた「制度化」の1つの帰結に他ならないが、それは同時にまた、実証会計学を手掛ける若手研究者を（拡大）再生産し、実証会計学の「制度化」をより安定的で強固なものにする要因として作用することになるであろう。

VI. おわりに

以上によって、会計研究の課題と研究方法をサーベイする作業の一環として、実証会計学の方法論的基礎とその特徴について検討するという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

冒頭でもふれたように、本稿では、科学哲学の通説に依拠しながら、可能な限り内在的

²⁸ 「論文公表を、さもなくば死を」(publish or perish)という標語は、アメリカの大学における過酷な業績管理の実態を象徴的に伝えている。Sunder[2008]p.5; 太田[2010]6頁。

²⁹ いわゆる社会的な貢献ということでは、ポパーのいうピースミール・エンジニアリング（漸次的工学）に参画することが、実証会計学にとっては1つの現実的な選択肢となろう。Popper[1957] (p.66)において、漸次的技術者とは、自分の目的を、「小さい様々な調整や再調整によって達成しようと努める」人々をいい、全体としての社会の再設計（改革）を目指すユートピア的技術者と対置される。会計制度設計に対して証拠にもとづいた提言を試みた須田編著[2008]は、実証会計学によるピースミール・エンジニアリングの1つの具体例といえよう。

ただし、実証会計学によるピースミール・エンジニアリングを社会の側が「貢献」と受けとめるかどうかは、また別の問題である。国内外を問わず、会計制度設計において実証会計学の成果が採り入れられた事例は、少なくともこれまでのところ、極めて少ない。この点については、藤井[2007]第7章を参照されたい。

な視点に立った実証会計学の検討を行ってきた。そのような検討を通じて実証会計学とは何かを、いま一度冷静に見極める必要があると考えたからであるが、論理実証主義の観点からいえば、本稿で示した筆者の評価や知見は反証されることによって、はじめて科学的な意味を持つことになる。そのような問題意識もあって、本稿の執筆にさいしては、できるだけ反証条件を特定しやすい記述とすることを心掛けた。本稿に対する諸賢の忌憚のない反証を期待する次第である。

参考文献

- Christensen, J.A. and J.S. Demski [2003], *Accounting Theory: An Information Content Perspective*, The McGraw Hill, 佐藤紘光監訳, 奥村雅史, 川村義則, 大鹿智基, 内野里美訳[2007]『会計情報の理論—情報内容パースペクティブ—』中央経済社。
- Demski, J.S. [2007] “Is Accounting an Academic Discipline?” *Accounting Horizons*, No.21, No.2, pp.153-157.
- FASB[1980], *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, SFAC No.2, 平松一夫, 広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念』増補版, 中央経済社。
- Fellingham, J.C. [2007] “Is Accounting an Academic Discipline?” *Accounting Horizons*, No.21, No.2, pp.159-163.
- Freund, J.E. and F.J. Williams [1972], *Elementary Business Statistics: The Modern Approach*, 2nd ed., Prentice-Hall, 福場庸, 大沢豊共訳[1974]『経済経営系のための統計学入門』上・下, 培風館。
- Hopwood, A.G. [2007] “Whiter Accounting Research?” *The Accounting Review*, Vol.82, No.5, pp.1365-1374.
- Losee, J.P. [1972], *A Historical Introduction to the Philosophy of Science*, Oxford University Press, 常石敬一訳[2001]『科学哲学の歴史—科学的認識とは何か—』復刻版, 紀伊國屋書店。
- Popper, K.R. [1957], *The Poverty of Historicism*, Routledge & Kegan Paul, 久野収, 市川三郎訳 [1961]『歴史主義の貧困—社会科学の方法と実践—』中央公論新社。
- [1961], *The Logic of Scientific Discovery*, Science Edition, 大内義一、森博訳『科学的発見の論理』上下、恒星社厚生閣、1971年、1972年。
- Scott, W.R. [2006], *Financial Accounting Theory*, 4th ed., Pearson Education Canada, 太田康広, 椎葉 淳, 西谷順平訳『財務会計の理論と実証』中央経済社。
- Sunder, S.[2008a], *International and National Standards and Norms of Financial Reporting : Monopoly or Competitive Coexistence*, Accounting Forum, Kobe University, January 26, 2008.
- Watts, R.L. and J.L. Zimmerman [1986], *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, 須田一幸訳 [1991]『実証理論としての会計学』白桃書房。

- 安孫子信[1998]「実証主義」廣松渉他編集『岩波哲学・思想事典』岩波書店, 661-662 頁。
- 伊勢田哲治[2003]『疑似科学と科学の哲学』名古屋大学出版会。
- 内井惣七[1995]『科学哲学入門—科学の方法・科学の目的—』世界思想社。
- 太田康広[2008]「訳者のコメント」太田康広, 椎葉 淳, 西谷順平訳『財務会計の理論と実証』中央経済社, 269-271 頁。
- [2010]「会計研究の危機と日本の会計学界」『現代ディスクロージャー研究』No.10, http://labs.kbs.keio.ac.jp/ohtalab/Ohta_2010.pdf, 1-15 頁。
- 大日方隆[2009]「実証会計学の継承と展望」『會計』第 175 巻第 1 号, 34-46 頁。
- 小林道夫[1996]『科学哲学』産業図書。
- 佐和隆光[1982]『経済学とは何だろうか』岩波新書。
- [1986]「夢と禁欲」浅田彰, 黒田末寿, 佐和隆光, 長野敬, 山口昌哉『科学的方法とは何か』中公新書, 73-94 頁。
- [1993]「20 世紀の巨人たち・サムエルソン①(やさしい経済学)」『日本経済新聞』1993 年 6 月 19 日付朝刊。
- 須田一幸[2008]「実証会計学の潮流」『企業会計』第 60 巻第 7 号, 18-26 頁。
- 須田一幸編著[2008]『会計制度の設計』白桃書房。
- 竹尾治一郎[1998]「論理実証主義」廣松渉他編集『岩波哲学・思想事典』岩波書店, 1761-1762 頁。
- 田中章義[2009]「会計理論とは何か—批判会計学の先達から引き継ぐもの—」『会計理論学会年報』第 23 号, 115-126 頁。
- [2010]「アメリカ会計学界の反省と教訓—実証会計学をめぐる問題—」『會計』第 178 巻第 1 号, 1-18 頁。
- 藤井秀樹[2007]『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて—』中央経済社。
- 八重倉孝[2010]「国際競争力のある研究者の養成」『會計』第 177 巻第 1 号, 24-35 頁。